

令和元年度人事院政策評価結果

		政策所管部局	給与局
政 策	3 社会経済情勢に適応した適正な給与の実現		
目 標	<p>(政策目標)</p> <p>人事院は、労働基本権制約の代償機関として適切な役割を果たすべく、国家公務員法第28条にのっとり、「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」の結果や各方面の意見・要望等を踏まえ、国会及び内閣に対し、職員の給与に関する報告を行うとともに、必要に応じ、職員の給与の改定に関する勧告を行う。勧告を行った場合には、勧告内容が実現されるよう、各方面に説明を行い、理解を得られるよう努める。</p> <p>(具体的取組)</p> <p>「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」を実施し、これらの結果に基づき、精確な官民の給与比較を行う。また、国家公務員給与については、国民の中に様々な意見・批判があるという状況を踏まえ、有識者等からの公務員給与に関する意見を把握する。これらに基づき、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与について報告を行う。勧告は、給与水準の改定に加えて、国家公務員の給与制度を諸情勢の変化に対応したものに改めるための改正も対象となっており、民間給与及び国家公務員給与の実態調査の結果や、労使の要望等も踏まえ、適切に対処する。勧告を行った場合には、労働基本権制約の代償措置としての役割を適切に果たすため、勧告内容が実現するよう、各方面に説明し、理解を得るよう努める。</p>		
具体的取組結果	<p>《取組内容1》職種別民間給与実態調査及び国家公務員給与等実態調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 「職種別民間給与実態調査」については、全国の民間事業所約12,500事業所を対象に実地調査を行った。調査完了率は87.9%と高いものとなった。 「国家公務員給与等実態調査」については、一般職の職員の給与に関する法律(給与法)が適用される常勤職員の給与の支給状況等について全数調査を行った。 <p>《取組内容2》有識者等からの意見聴取</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家公務員給与の改定を検討するに当たって、全国52都市において有識者の参加による公務員問題懇話会や中小企業経営者等との意見交換を行い、各地域における意見を把握した。 <p>《取組内容3》職員の給与に関する報告・勧告</p> <p>令和元年8月7日、人事院は国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告し、給与の改定について勧告を行った。その内容は以下のとおりである。</p> <p>民間給与との較差に基づく給与改定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 官民給与の比較 「職種別民間給与実態調査」及び「国家公務員給与等実態調査」の結果に基づき、公務と民間の4月分給与について、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を対比させ、ラスパイレス方式による精密な比較を行い官民較差を算出した。 この結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均387円(0.09%)下回っていたことから、民間給与との均衡を図るため、月例給与の引上げ改定を行うこととした。 俸給表の改定 行政職俸給表(一)については、平均0.1%引き上げることと 		

した。具体的には、民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給について1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給について2,000円、それぞれ引き上げることとし、これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について、所要の改定を行うこととした。

行政職俸給表(一)以外の俸給表についても、行政職俸給表(一)との均衡を基本に所要の改定を行うこととした。なお、専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表については、今回の俸給表改定が若年層を対象としたものであることから改定を行わないこととした。

- ・ 特別給（期末手当・勤勉手当）の改定

民間事業所において平成30年8月から令和元年7月までに支払われた特別給は年間で所定内給与月額4.51月分に相当しており、国家公務員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.45月）が民間の支給割合を0.06月分下回っていたことから、支給月数を0.05月分引き上げることとした。引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえつつ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分することとした。

- ・ 住居手当の見直し

公務員宿舎の使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げることとした。また、この改定により生ずる原資を用いて、民間における住宅手当の支給状況等を踏まえ、最高支給限度額を1,000円引き上げることとした。

なお、これに伴い、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を講ずることとした。

《取組内容4》勸告の取扱い等

- ・ 政府は、給与関係閣僚会議（計2回開催）において、人事院の勸告を踏まえ、国家公務員の給与改定に関する取扱いを協議し、その協議結果に基づき、令和元年10月11日、人事院勸告どおり給与改定を行うこと等を閣議決定し、同日、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案」（給与法等改正法案）が国会に提出された。同法案は、衆議院内閣委員会、参議院内閣委員会における審査を経て、同年11月15日に成立し、11月22日に公布された。
- ・ 人事院は、衆議院内閣委員会、参議院内閣委員会等において勸告の概要説明を行うなど各方面への説明を行った。
- ・ 民間給与との較差に基づく給与改定等に関する人事院規則を令和元年11月22日（住居手当の見直しに関する人事院規則については令和2年2月3日）に公布した。

測定指標

- ・ 勸告の実施状況（政府の取扱い、国会での審議状況）
（政府の取扱い）
給与関係閣僚会議：令和元年8月8日、同年10月11日（計2回開催）
閣議決定：令和元年10月11日（同日、給与法等改正法案が国会に提出）
- （国会での審議状況）
- ・ 人事院勸告
衆議院内閣委員会：令和元年10月18日 概要説明
参議院内閣委員会：10月24日 概要説明
衆議院内閣委員会：10月30日 質疑
- ・ 給与法等改正法案
衆議院内閣委員会：令和元年10月30日 提案理由説明
11月6日 質疑・可決
衆議院本会議：11月7日 可決
参議院内閣委員会：11月12日 趣旨説明
11月14日 質疑・可決
参議院本会議：11月15日 可決・成立
公布：11月22日

<p>達成度の評価</p>	<p>《評価》目標達成</p> <p>《目標達成度の判断理由》 人事院は、労働基本権制約の代償機関として、社会一般の情勢に適応した適正な給与を実現するため、上述した具体的な取組内容1～3の実施により、民間準拠による給与水準の改定とともに、必要な給与制度の改正を勧告した。 その結果、取組内容4のとおり、政府は、勧告を完全実施するための法律案を国会に提出し、同法律案は、国会で審議の上で可決・成立し、公布された。 以上を踏まえ、令和元年度における政策は、目標達成と判断した。</p>
<p>施策の分析</p>	<p>「職種別民間給与実態調査」については、近年、調査員数が減少傾向にある一方、調査対象事業所数及び調査対象従業員数は増加傾向にある。このような状況の下、令和元年は、全国の民間事業所約12,500事業所を対象に実地調査を行い、調査完了率は87.9%と高いものとなっており、精確な官民の給与比較に必要な民間事業所の給与のデータを広く把握することができた。</p> <p>また、官民給与の比較方法等について、国民に対する説明責任を果たす観点から、令和元年の報告においても、国家公務員の給与と民間企業従業員の給与との比較方法や調査対象について分かりやすく説明を行うことにより、人事院勧告制度に対する理解が得られるよう努めた。</p> <p>これらを通じ、社会一般の情勢に適応した適正な給与の実現に向けて、令和元年度における取組は、有効かつ効率的に実施することができたものと考えられる。</p>
<p>今後の施策に反映させるべき事項</p>	<p>今後も引き続き、労働基本権制約の下、職員に適正な給与水準・制度を確保するため、社会一般の情勢に適応した適正な給与の実現に向けた施策を行っていく必要がある。</p>
<p>有識者の意見</p>	<p>民間給与調査の範囲は、これ以上拡大する必要はないと思うが、調査方法を一定年限ごとに見直す、という手続を設定した方が良いように感じる。</p>